

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく
災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1の（2）アに基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

6環機第478号
令和6年11月7日

一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 井出道雄
(公印省略)

1 繰延要領第2の1の（2）アにより指定する災害等

「令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害についての激甚災害」（政令第329号で指定された激甚災害）

2 繰延要領第2の2により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

畜産高度化支援リース事業のすべてのリース
(畜産高度化支援補完リース事業は、対象とはなりません。)